



# 双葉町への 立ち入りのしおり

平成25年5月（第1版）

# お出かけになる前に

お忘れ物のないようにご確認ください。

## 通行証と立ち入り者名簿はお持ちですか？

☆立ち入り先の区域に対応した通行証をご確認ください。

- 双葉町通行証
- 双葉町臨時通行証
- 帰還困難区域通行証
- 公益一時立入通行証

## 身分証明書はお持ちですか？

☆立ち入りされる方全員の身分証明証をご確認ください。

- 免許証、パスポート、保険証など、双葉町の住所が確認できる証明書をお持ちください。

## 立ち入り先の鍵はお持ちですか？

☆ご自宅など、立ち入り先の鍵を忘れずにお持ちください。

## 携帯電話をお持ちの方は携行してください。

☆電波の状況が完全ではありませんが、安全のための連絡確保に役立ちます。お持ちいただけますようお願いいたします。

季節や天候に応じた対応で、お身体に無理のない一時立ち入りをお願いいたします。

こちらの「双葉町への立ち入りのしおり」も携行してください。

# 目 次

1	双葉町の区域再編について	P 2
2	立ち入り時の注意点	P 4
3	立ち入り方法について	P 6
4	防災・防犯・防火対策について	P 14
5	連絡先一覧	P 15

## 資料編 P 17～

各施設・設備設置地図	P 18
立ち入りルート、通行確認ゲート、中継基地（スクリーニング場）	
町境バリケード設置状況 及び	
両竹・中野・中浜地区進退ルート	P 19
国道6号線沿い進退ルート	P 20
両竹・中野・中浜地区バリケード配置状況 及び	
進退道路（詳細）	P 21
双葉町区域再編後の避難指示区域の概略図	P 22
双葉町 避難指示区域及び警戒区域の見直し図	P 23
各種立ち入り申込書	P 24～
双葉町通行証申請書	
双葉町通行証変更申請書	
双葉町臨時通行証申請書	
双葉町臨時通行証申請書（帯同業者用）	
立ち入り者名簿	
立ち入り者名簿（帯同業者用）	
公益目的の一時立入申請書	

# 1 双葉町の区域再編について

警戒区域に指定されていた双葉町は、年間積算線量をもとに平成25年5月28日（火）に「避難指示解除準備区域」と「帰還困難区域」の2つの区域に再編されます。なお、**2つの区域に再編されても避難指示は継続**されているため、**宿泊はできません**。ご注意ください。

区域見直し日時：平成25年5月28日（火）  
午前0時から

※避難指示解除準備区域への立ち入りは午前9時からです。

## （1）避難指示解除準備区域とは

年間積算線量が20mSv以下とされている地域です。**大字両竹・大字中野・大字中浜地区**となります。

## （2）帰還困難区域とは

年間積算線量が50mSvを超えるおそれがある地域です。**大字両竹・大字中野・大字中浜地区以外の全ての地区**となります。立ち入りが制限されます。一時立ち入りされる際は、防護服やマスクを着用してください。積算被ばく線量管理のため、線量計を携行してください。併せて、立ち入り中の安全確保のため、無線機を携行していただきます。  
※帰還困難区域への一時立ち入り方法の詳細については、P6～3 立ち入り方法についてをご覧ください。

## （3）避難指示の解除について

避難指示の解除については、国は、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、**県・町・住民との十分な協議を踏まえて、避難指示を解除**することとしています。町としては、上記の点に加えて、**空間放射線量が十分に低くなっていることや、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保**されてい

ることなども前提としたうえで、避難指示解除の検討は、**両竹・中野・中浜地区のみを対象とすることなく、町内の他の地域と一体として行うことを国に要求しています。**

#### (4) 区域による違い (抜粋)

		<b>避難指示解除準備区域 両竹・中野・中浜</b>	<b>帰還困難区域 左記以外の 全ての地区</b>
放射線量の目安		年間20mSv以下	年間50mSv超
宿泊		<b>できません。</b>	
町への一時立入		<p><b>自由に立ち入り できる区域です。</b></p> <p>ただし、帰還困難区域を通過して入域する場合は、通行証が必要となるため、両竹・中野・中浜の方々へ「<b>双葉町通行証</b>」を発行します。そのほかの地域の方へは、発行要件を確認のうえ「<b>双葉町臨時通行証</b>」を発行します。通行証の携行により、<b>町境の通行確認ゲートと帰還困難区域内の国道6号線を通過可能</b>です。</p>	<p>警戒区域の時と同様、コールセンター※にお申込みいただくことにより、概ね<b>月に1回の立ち入りが可能</b>です。</p> <p>※ 両竹・中野・中浜の方は <u>役場 一時立入担当へ</u> お申込みください。</p>
スクリーニング		<p>退域時には放射線管理のため、<b>必ずスクリーニングを受けて基準値以下であることを確認してください。</b></p>	
区域内での活動	家の片づけ ・修繕	可能です。	
	事業活動	復旧・復興に不可欠だと認められる事業のうち、町長が必要だと判断した事業	<b>活動が 制限されます。</b>

## 2 立ち入り時の留意点

□立ち入りが可能な時間は、**午前9時～午後4時**です。**宿泊はできません**。立ち入りゲートが閉まりますので、**時間内に中継基地までお戻りください**。

□「**両竹・中野・中浜（避難指示解除準備区域）**」と「**両竹・中野・中浜以外の全ての地区（帰還困難区域）**」とで、**立ち入り方法が異なります**。ご注意ください。

□**通行証と身分証明書**（運転免許証や保険証など）を**携行**してください。町境、区域境の通行確認ゲートや帰還困難区域の通過などに必要となります。

□**立ち入りに使用できるルートが制限**されます。仮復旧は行っておりますが、**地震の被害が甚大**であり、**破損道路が多くあります**。通行の際には、安全に十分ご注意ください。また、区域再編により交通量の増大が見込まれます。**交通事故に気を付けて、安全運転をお願いします**。

□健康への影響が心配されます。**15歳未満の方や妊娠されている方は、立ち入りをご遠慮ください**。

□**放射性物質の汚染は、体に感じることはできません**。線量が周辺に比べ高くなる地点（**ホットスポット**）がありますので、十分**ご注意ください**。

□体調不良を感じたら、**無理をしない**でください。

□**帰還困難区域内から持ち出せるものは、スクリーングを受けて基準値(13,000CPM)を下回るものとなります。**  
※**安全性が確認できておりませんので、食べ物、飲み物、薬品、化粧品など、体に直接入るものや触れるものは、持ち出しをお控えください。**  
※**屋外にあったもの、動物(犬・猫以外)は、持ち出しをお控えください。**  
※**外気にさらされたものは、線量が高くなる可能性があります。持ち出しをお控えください。**

□**ライフライン(電気・ガス・上下水道)は、しばらくの間、使用することができません。**飲料水・防火用水などは各自十分にご準備してください。特に、夏季の立ち入り時は、**熱中症にご注意ください。**

□**町内に仮設トイレを設置します。**上下水道や浄化槽が復旧するまでは、**仮設トイレをご利用ください。**  
※**仮設トイレの設置場所**

帰還困難区域：双葉駅南側駐車場

両竹・中野・中浜地区用：両竹公民館

□**火の取り扱い**は、やむを得ない場合を除き**禁止**です。

☆**ごみやがれきの取り扱いについて**

**ごみ処理、ごみの収集運搬は復旧していません。**一時立ち入りで片付けたご自宅のごみは、**風雨や動物の被害にご注意され、自宅の敷地内で、屋内の物は屋内に、屋外の物は屋外に保管**してください。

各地区のごみステーションなどには、ごみやがれきを出さないでください。

### 3 立ち入り方法について

#### 帰還困難区域

両竹・中野・  
中浜以外の地区



#### 避難指示 解除準備区域

両竹・中野・  
中浜地区

**自由に相互移動できません。**

#### (1) 「両竹・中野・中浜」への立ち入り

自由に立ち入りすることができる区域ですが、避難先等によっては、帰還困難区域内を通過しないと立ち入りすることができない場合があります。このため、下記のように通行証を発行いたします。申請方法については、P9をご覧ください。

両竹・中野・中浜以外  
の双葉町全地区  
に住所を有する方

双葉町臨時通行証  
(全町民の方が対象)

両竹・中野・中浜地区  
に住所を有する方

双葉町通行証  
(両竹・中野・中浜  
地区の方が対象)

双葉町通行証と双葉町臨時通行証では、定められたルートのみ通過することができます。防犯等の関係上、帰還困難区域へ立ち入りすることはできません。ご注意ください。



**帰還困難区域を通行した場合には、中継基地へお立ち寄りいただき、必ずスクリーニング**を受けてください。指定ルートとスクリーニング場については、P8をご覧ください。

## (2) 帰還困難区域への立ち入り (両竹・中野・中浜以外の地区)

両竹・中野・中浜以外  
の双葉町全地区  
に住所を有する方

警戒区域の時と同様  
一時立ち入りコール  
センターへお申込み

両竹・中野・中浜地区  
に住所を有する方

コールセンターと同じ要領で  
役場一時立入担当へ  
電話でお申込み

ご案内状（ダイレクトメール）に記載されている方法により**コールセンター**（両竹・中野・中浜の方は、**役場 一時立入担当**）にお申込みいただくことで、概ね**月に1回の立ち入り**ができます。お申込みの詳細な方法はご案内状をご覧ください。

また、ご親戚やご友人などの方が、帰還困難区域にマイカーで一時立ち入りされる際に、同乗して立ち入ることも出来ます。

## (3) 公益目的での一時立ち入り

**帰還困難区域に事業所がある方は**、従来の警戒区域への公益一時立ち入り同様、**公益目的での一時立入申請**様式により**公益一時立入担当へお手続き**ください。様式はP27をご覧ください。

#### (4) 双葉町への立ち入りルート

旧警戒区域内の防犯等の観点から、**通行できるルートが制限されます**。事前にご確認のうえ、お出かけください。詳細はP 18をご覧ください。

#### 双葉町内へのアクセスで使用できるルート

**国道6号線** (浪江町側)

**国道6号線** (大熊町側)

**国道114号線** (浪江町国道6号線経由)

**国道288号線** (大熊町国道6号線経由)

※**国道114号線は、コールセンター利用時のみ通行できません**。なお、空間線量の高い地域を長い時間通るルートとなります。町民の皆さまの健康管理のためにも、ご注意ください。

#### (5) 通行確認ゲート

①**国道6号北側ゲート**: 浪江フローラ結婚式場

②**国道6号南側ゲート**: 富岡消防署

③**国道114号西ゲート**: 浪江町津島地内

④**国道114号東ゲート**: 浪江町室原地内

⑤**国道288号ゲート**: 大熊町中屋敷地内

※通行確認ゲートでは、通行証・立入者名簿・身分証明書の提示を求められます。③と④はコールセンター利用時のみ

#### (6) 中継基地…16時までには中継基地へお戻りください。

北側: **浪江幾世橋スクリーニング場**

(ヨークベニマル浪江店)

南側: **毛萱・波倉スクリーニング場**

(福島第2原発近傍駐車場)

西側: **津島活性化センター スクリーニング場**

(国道114号線ルート) コールセンター利用時のみ

西側: **中屋敷スクリーニング場**

(国道288号線ルート)

## (7) 通行証・臨時通行証申請手続き

**発行までに10日程度のお時間をいただきます。**

**車両1台につき1枚ご記入ください。**

**申請には、身分証明書の写し\*、変更申請の場合は、現在の通行証（原本）も添付してください。**

### ①双葉町通行証（両竹・浜野・中浜地区の町民の方が対象です）

#### 新規申請

初めて申請される場合  
車両を追加したい場合  
通行証を紛失した場合



双葉町通行証申請書（P24）

#### 変更申請

車両を変更した場合



双葉町通行証変更申請書（P24）

※レンタカーや帯同事業者の車両等、登録以外の車をご利用の際は、②双葉町臨時通行証をご利用いただきます。

### ②双葉町臨時通行証（双葉町全ての地区の町民の方が対象です。）

双葉町民の方



双葉町臨時通行証申請書（P25）

帯同業者の方

※帯同業者の方のみでは、防犯等のため、申請できません。



双葉町臨時通行証申請書  
（帯同業者用）（P25）

※必要がある場合に、その都度お手続きしてください。

\* 身分証明書の写しとは、

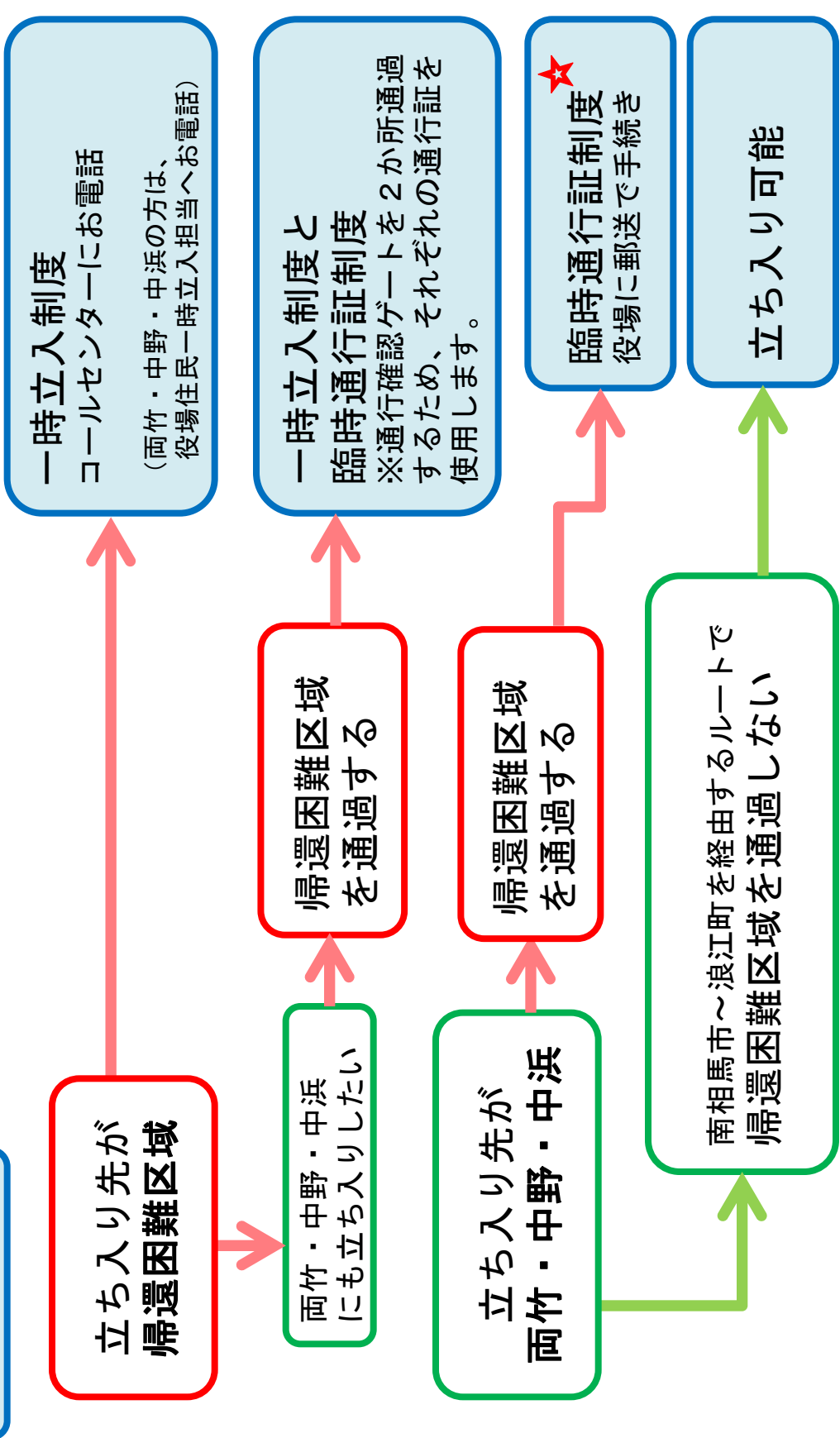
運転免許証、健康保険証、パスポート等で氏名、双葉町の住所が確認できる書類の写しです。

ご利用当日は、必ず、

**通行証、立入り者名簿、身分証明書**  
をお持ちください。

お忘れになると、通行できないことがあります。

# 住民一時立入



★両竹・中野・中浜に住所を有する方には、「双葉町通行証」を送付します。有効期限内であれば、ルートが限定されますが、帰還困難区域を通過できます。

# 公益目的での一時立入

立ち入り先が  
帰還困難区域

公益目的の一時立入制度  
役場に郵送でお手続きください

立ち入り先が  
両竹・中野・中浜

帰還困難区域  
を通過する

臨時通行証制度  
役場に郵送で手続き

南相馬市～浪江町を經由するルートで  
帰還困難区域を通過しない

立ち入り可能

## 特別通過交通制度

通勤・通院・墓参などで、国道6号線や  
国道288号線を通過する制度です。

通過できる要件が  
定められています。  
詳しくは、  
役場住民一時立入担当へ  
お問い合わせください。

一時立ち入り申込みから帰宅実施完了までの例  
(帰還困難区域通行証と双葉町臨時通行証の使用例)

帰還困難区域  
両竹・中野・  
中浜以外の地区の方

いわき市に避難中。○月○日、  
帰還困難区域内の自宅に行きたい。  
同じ日に、両竹の親戚宅も見てきたい。

一時立入希望日が決まったら、お申込みください。

- ①帰宅困難区域：コールセンターへ電話
  - ②両竹・中野・中浜地区：役場へ申込用紙郵送
- お問い合わせ番号が必要です。

一時立ち入り日が決定

- ①により「帰還困難区域通行証」が送付されます。
- ②により「双葉町臨時通行証」が送付されます。

帰還困難  
区域通行証

立ち入り当日、南側通行確認ゲート  
(富岡消防署)から入域し、帰還困難区域の自宅へ  
一時立ち入りを実施。

次ページへ続きます。

双葉町  
臨時通行証

自宅立ち入り後、両竹の親戚宅へ  
国道6号線で北側通行確認ゲート（浪江フローラ  
結婚式場）から一旦、浪江町へ行き、浪江町高瀬  
の信号機（ウェディングプラザ如水）を右折し、  
請戸方面を經由して両竹地区へ

双葉町  
臨時通行証

両竹の親戚宅を確認後、  
来たルートに戻り、国道6号北側通行確認ゲート  
（浪江フローラ結婚式場）から双葉町へ。

帰還困難  
区域通行証

国道6号線を南下し、  
南側通行確認ゲート（富岡消防署）から帰還困難  
区域を退域する。

毛萱・波倉スクリーニング場で  
退域時のスクリーニングを受けて、  
基準値以下であることを確認してください。

一時立ち入りが無事終了です。

区域再編に伴い、**区域境にバリケードが設置され往来ができない道路があります**。ご注意ください。

立ち入りルート、通行確認ゲート、中継基地（スクリーニング場）の場所、バリケードの設置個所の詳細は、P18~19の**各種施設設置箇所図等**をご覧ください。

いずれの立ち入り方法においても、当日対応はできません。あらかじめ、ご了承ください。

身分証明書や自宅の鍵など、お忘れ物にご注意ください。

## 4 防災・防犯・防火対策について

ラジオなどにより**防災情報を収集され**、地震・津波が発生した際は**安全確保を最優先**してください。

**火災予防のため、火気の取り扱いは禁止**ですが、やむを得ない**火の取り扱い**には、**消火用水を事前に用意**するなど、十分にお気を付けください。

盗難を確認されたときは、警察へ届けてください。

**野生化した動物に十分注意**してください。不用意に近づいたり、声をかけたりしないでください。



## 5 連絡先一覧

### 双葉町役場

〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1

双葉町役場 埼玉支所 0480-73-6880

一時立入担当 0480-73-6925

〒963-8024 福島県郡山市朝日1丁目20番2号

双葉町役場 福島支所 024-973-8090

※お問い合わせ先の住所と電話番号が変更になった場合は、広報ふたば等でお知らせいたします。

### 双葉警察署

**事件・事故 緊急時連絡先：110**

榎葉町臨時庁舎(道の駅ならば) 0240-25-1500

川俣町臨時庁舎(川俣警察署) 024-566-3156

### 双葉広域消防

**火事・救急 緊急時連絡先：119**

富岡消防署 榎葉分署(緊急対応) 0240-25-8561

富岡消防署 榎葉分署 0240-25-8523

富岡消防署 川内出張所 0240-38-2119

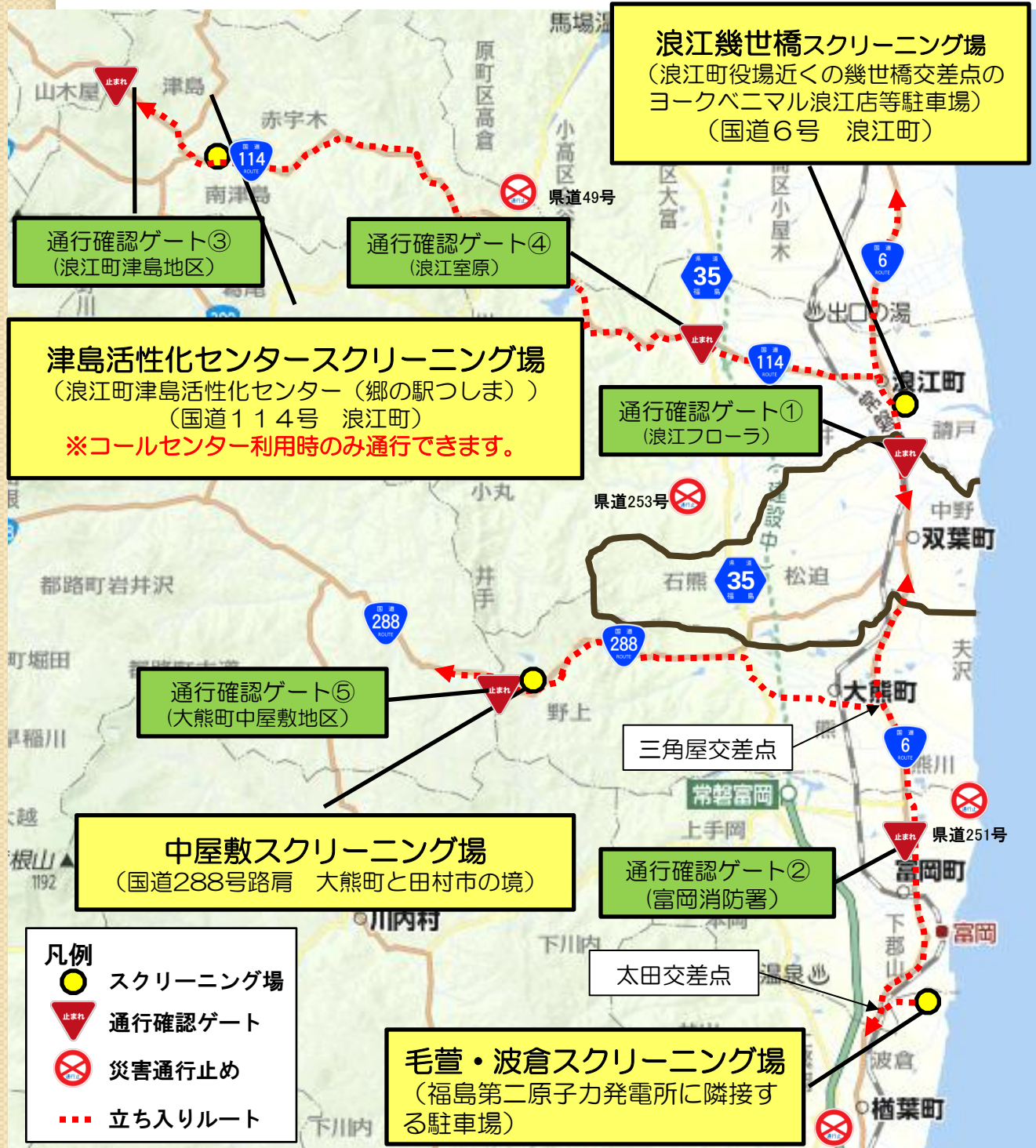
浪江消防署 葛尾出張所 0240-29-2119



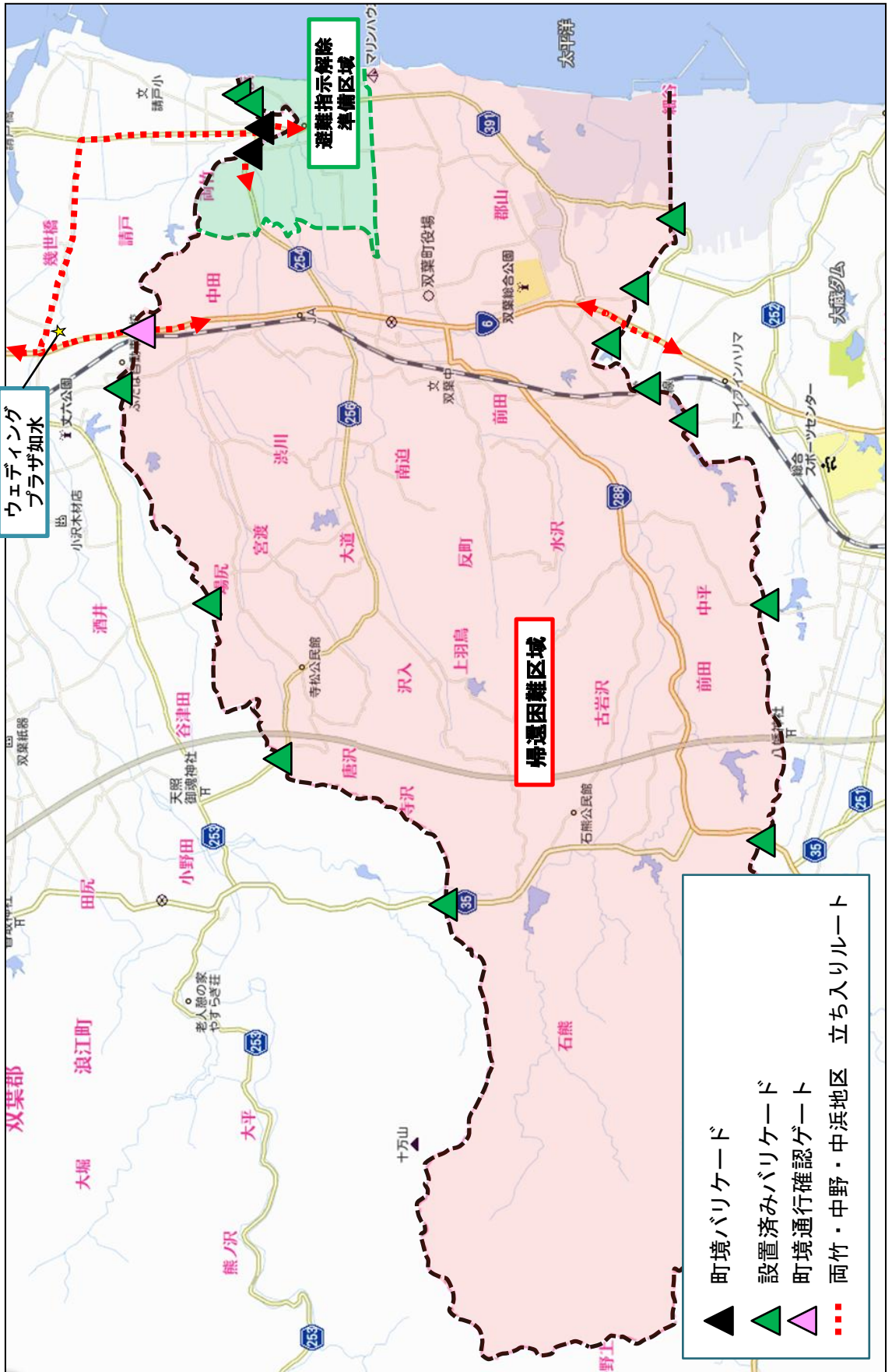
# 資 料 編

各施設・設備設置地図	P 18
立ち入りルート、通行確認ゲート、 中継基地（スクリーニング場）	
町境バリケード設置状況 及び 両竹・中野・中浜地区進退ルート	P 19
国道6号線沿い進退ルート	P 20
両竹・中野・中浜地区バリケード配置状況 及び 進退道路（詳細）	P 21
双葉町区域再編後の避難指示区域の概略図	P 22
双葉町 避難指示区域及び警戒区域の見直し図	P 23
各種立ち入り申込書	P 24～
双葉町通行証申請書	
双葉町通行証変更申請書	
双葉町臨時通行証申請書	
双葉町臨時通行証申請書（帯同業者用）	
双葉町立入り者名簿	
双葉町立入り者名簿（帯同業者用）	
公益立入り申請書	

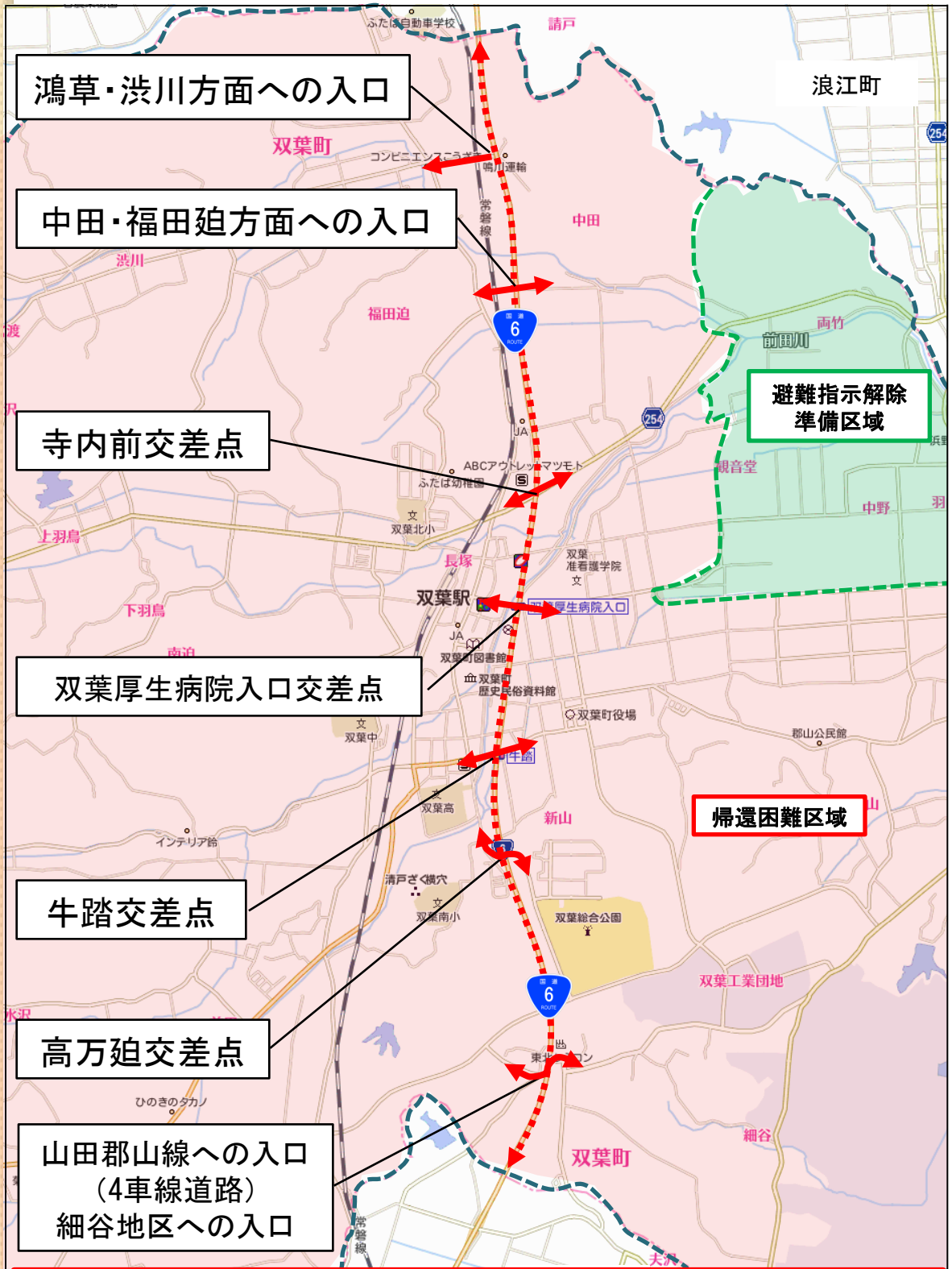
# 各種施設設置箇所図 立入りルート、 通行確認ゲート、中継基地 (スクリーニング場)



# 「町境バリケード設置状況」及び両竹・中野・中浜地区立ち入りルート



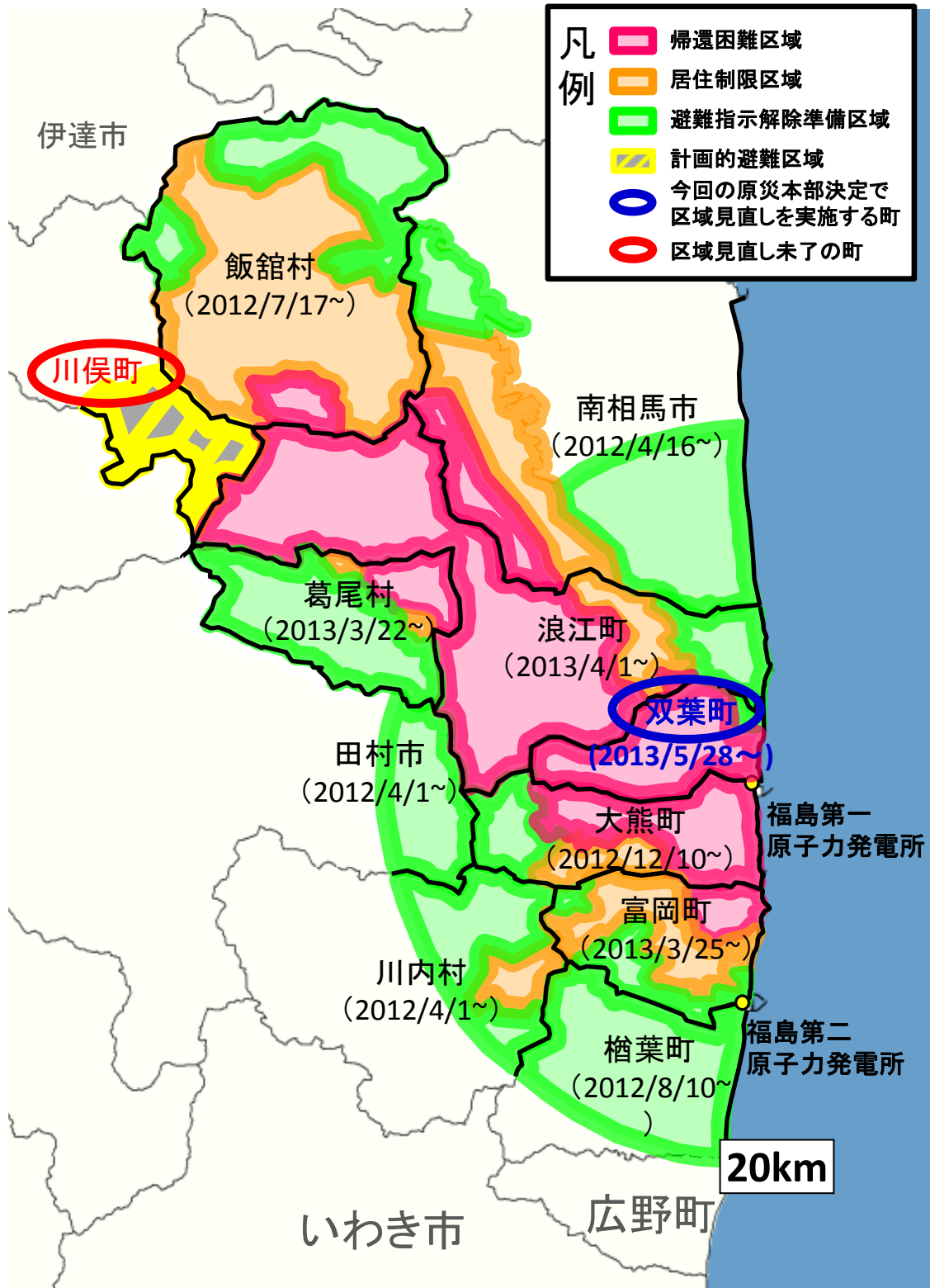
# 国道6号線沿い進退ルート



※矢印で示した交差点のみ通行できます。その他の側道、交差点はバリケードで閉鎖されております。

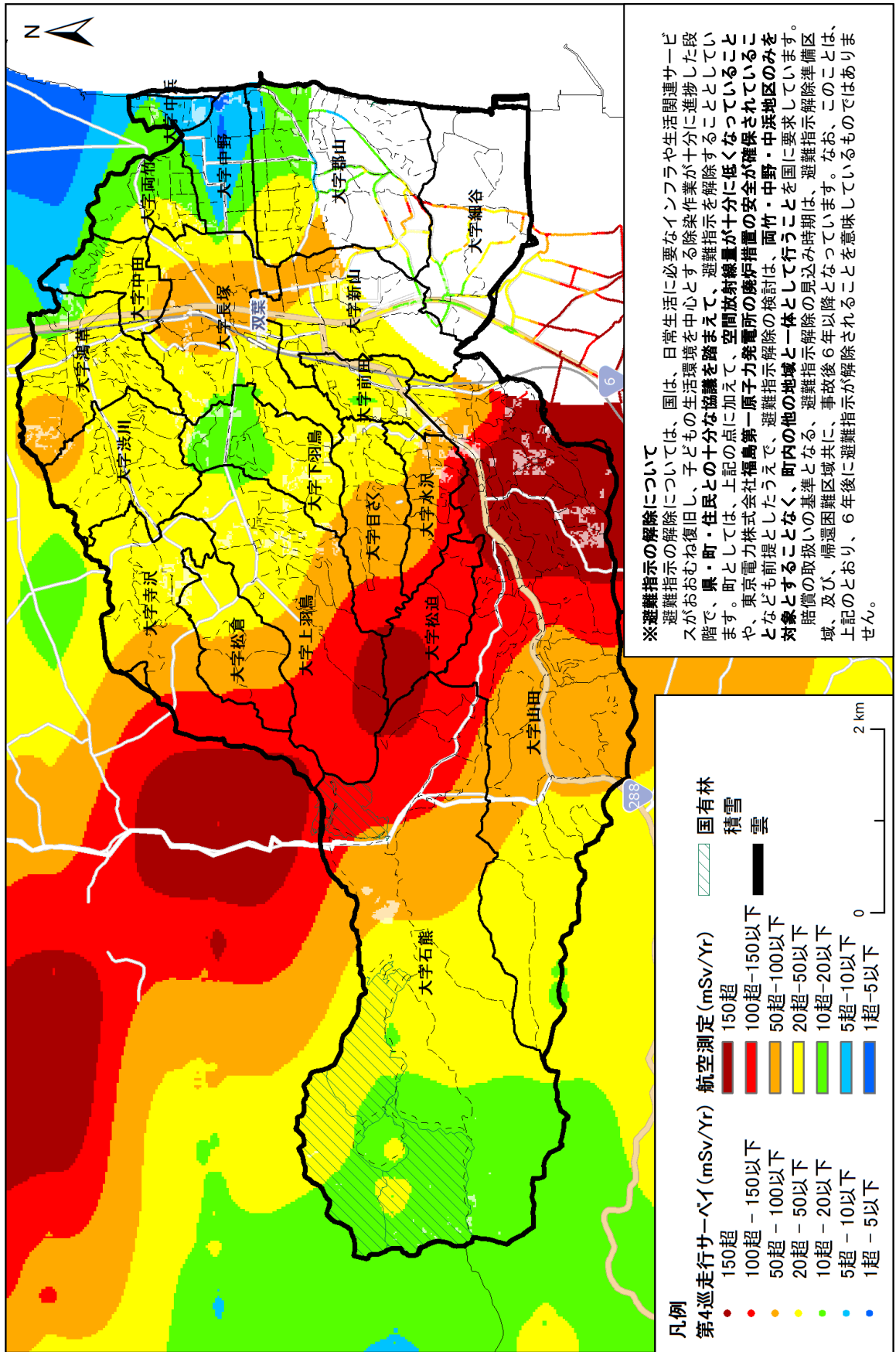


# 双葉町区域再編後の避難指示区域の概略図





# 双葉町 避難指示区域及び警戒区域の見直し図



# 双葉町通行証申請書

平成 年 月 日

双葉町長 伊澤史朗 様

双葉町通行証の発行を申請します。

☆申請者 お問い合わせ番号

氏名

現滞在先

双葉町住所

電話番号

# 双葉町通行証 申請書見本

☆立入希望車両ナンバー

☆本人確認書類(該当の番号に○を付けてください)

1. 運転免許証
2. 健康保険証
3. パスポート
4. その他( )

※立入り日毎に、立入りされる方全員の名前を別紙「立入り者名簿」に記入し、中継基地までお持ちください。

# 双葉町通行証変更申請書

平成 年 月 日

双葉町長 伊澤史朗 様

双葉町通行証の記載内容の変更を申請します。

☆申請者 お問い合わせ番号

氏名

現滞在先

双葉町住所

電話番号

変更及び追加する箇所だけ記入してください

申請の際は、必ず前回の通行証(原本)を添付してください

☆現住所(避難先)の変更又は連絡先(電話番号)の変更  
(変更前) (変更後)

住所

連絡先

住所

連絡先

☆立入希望車両の変更

変更後のナンバーを記入してください

☆本人確認書類(該当の番号に○を付けてください)

1. 運転免許証
2. 健康保険証
3. パスポート
4. その他( )

※立入り日毎に、立入りされる方全員の名前を別紙「立入り者名簿」に記入し、中継基地までお持ちください。

# 双葉町臨時通行証申請書

平成 年 月 日

双葉町長 伊澤史朗 様

双葉町臨時通行証の発行を申請します。

☆申請者 お問い合わせ番号

氏名

現在先

双葉町住所

電話番号

☆立入希望日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※希望日は1週間を指定できます。  
ただし、立入りできる日はそのうちの1日となります。

☆立入希望車両ナンバー

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

☆本人確認書類(該当の番号に○を付けてください)

1. 運転免許証
2. 健康保険証
3. パスポート
4. その他( )

※立入りされる方全員の名前を別紙「立入り者名簿」に記入し、中継基地までお持ちください。  
 帯同業者がいる場合は、別様の「双葉町臨時通行証申請書(帯同業者用)」により  
 帯同業者用の通行証も申請してください。

# 双葉町臨時通行証申請書(帯同業者用)

平成 年 月 日

双葉町長 伊澤史朗 様

双葉町臨時通行証(帯同業者用)の発行を申請します。

☆申請者 お問い合わせ番号

氏名

現在先

双葉町住所

電話番号

☆帯同業者 事業者名

所在地

電話番号

双葉町臨時通行証申請書  
(帯同業者用) 見本

☆立入希望日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※希望日は1週間を指定できます。  
ただし、立入りできる日はそのうちの1日となります。

☆帯同業者立入希望車両ナンバー

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

※帯同される方全員の名前を別紙「立入り者名簿(帯同業者用)」に記入し、  
 中継基地までお持ちください。

## 双葉町立入り者名簿

申請者氏名  
問い合わせ番号( )

立入り日:平成 年 月 日

氏名	連絡先(携帯電話)	年齢	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

双葉町立入り者  
名簿見本

※ 予め、①問い合わせ番号、②立入り日、③立ち入る方全員の氏名、連絡先、年齢を記入の上、  
中継基地までお持ちください。  
なお、15歳未満の方や妊娠されている方の立ち入りは、ご遠慮ください。

## 双葉町立入り者名簿(帯同業者用)

申請者氏名  
問い合わせ番号( )

立入り日:平成 年 月 日

氏名	連絡先(携帯電話)	年齢	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

双葉町立入り者名簿  
(帯同業者用)見本

※ 予め、①問い合わせ番号、②立入り日、③立ち入る方全員の氏名、連絡先、年齢を記入の上、  
中継基地までお持ちください。  
なお、15歳未満の方や妊娠されている方の立ち入りは、ご遠慮ください。

双葉町長 様

(様式1)

平成 年 月 日

申請者 法人・組織名

代表者氏名

連絡先 担当者氏名

住所

TEL/FAX

警戒区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

私は、自らの責任において、警戒区域への一時立入りをしたいので、下記のとおり申請します。また、「警戒区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ(注意事項)」を確認した上で立入りをを行います。

①立入希望日 平成 年 月 日( )

②立入場所(住所) 双葉町大字 字

③一時立入りをすることによる公益性(目的) ※注意事項「1.公益目的の一時立入りとは」から該当項目に○を付け(複数選択可能)、当該項目を選択した理由及び立入内容を記載してください。

(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

(内容: )

出発地点	時間		地点	備考
	時 分	時 分		
往路(検問所通過(道路等))	時 分	時 分	周辺(国道・県道)	作業時間 約( )
復路(検問所通過(道路等))	時 分	時 分	周辺(国道・県道)	時間 ( )

※一時立入り終了後、速やかに市町村へ実施報告をしてください。

⑥スクリーニング

No.	箇所名	時間		所在地	受付時間	連絡先
		時 分	時 分			
1	毛萱・波倉スクリーニング場	9:30	~17:30	双葉郡雷町大字毛萱字前川原222-16	09:00~17:00	090-2532-8939
2	中屋敷スクリーニング場	9:00	~17:00	双葉郡大雁町大字野上字小塚地内	024-521-7836	024-521-7836
3	東北保健福祉事務所	10:00	~16:30	福島市御山町8-30	024-534-4104	024-534-4104
4	郡山市保健所	10:00	~16:30	郡山市朝日2丁目15-1	024-924-2120	024-924-2120
5	相双保健福祉事務所	10:00	~16:30	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1326	0244-26-1326
6	いわき市保健所	10:00	~16:30	いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8655	0246-27-8655

※1 車両を持ち出す場合のスクリーニング会場は、毛萱・波倉スクリーニング場又は相双保健福祉事務所となります。

※2 重機・特殊車両・大型車両を搬出する場合は、毛萱・波倉スクリーニング場のみスクリーニングが可能です。

※3 No.3・4・6のスクリーニング会場は平日のみの実施となります。

⑧立入者 ※注意事項「6. 同意事項」を確認の上、同意事項確認欄にチェックしてください。(立入者全員について記載してください。また、欄が不足する際は適宜追加してください。)

法人・組織名	氏名	緊急連絡先 (携帯番号等)	同意事項確認
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

⑦立入車両 ※記載車両以外は、検閲を通過することができません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

車種	色	ナンバー

⑨搬出予定物品 (具体的に記載すること) ※食べ物、生き物、業種に關係のないもの、屋外にある農機具など除染が困難なものは持ち出せません。また、上記以外のものでも、スクリーニングの結果1万3千c.p.m.を超えたものは持ち出せません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

物品等の種類	数量	物品等の種類	数量

⑩搬出予定車両

※事業の用に供する車両のみ搬出可能です。また、記載車両であってもスクリーニングの結果1万3千c.p.m.を超えたものは搬出できません。(欄が不足する際は適宜追加してください。)

車種	色	ナンバー

⑪放射線管理 (立入の際は、必ずGMサーベイメータ及び線量計をお持ちください。) ※GMサーベイメータ及び線量計について、それぞれいづれかに○を付けてください。「その他」に○を付ける場合は、具体的な確保方法を記載してください。

GMサーベイメータ	市町村から貸与	自分で準備	その他
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
線量計	市町村から貸与	自分で準備	その他
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>





